

# 5-1 禁止地域

禁止地域の範囲 ▼参照「高崎市における禁止地域・場所」6～7ページ

良好な景観の形成や風致の維持が大切な場所であるため、屋外広告物の表示は、原則禁止です。

ただし、一部適用除外がありますので、その基準を遵守して周辺景観に十分配慮の上、表示してください。



## 自家広告物の適用除外の基準（許可不要）

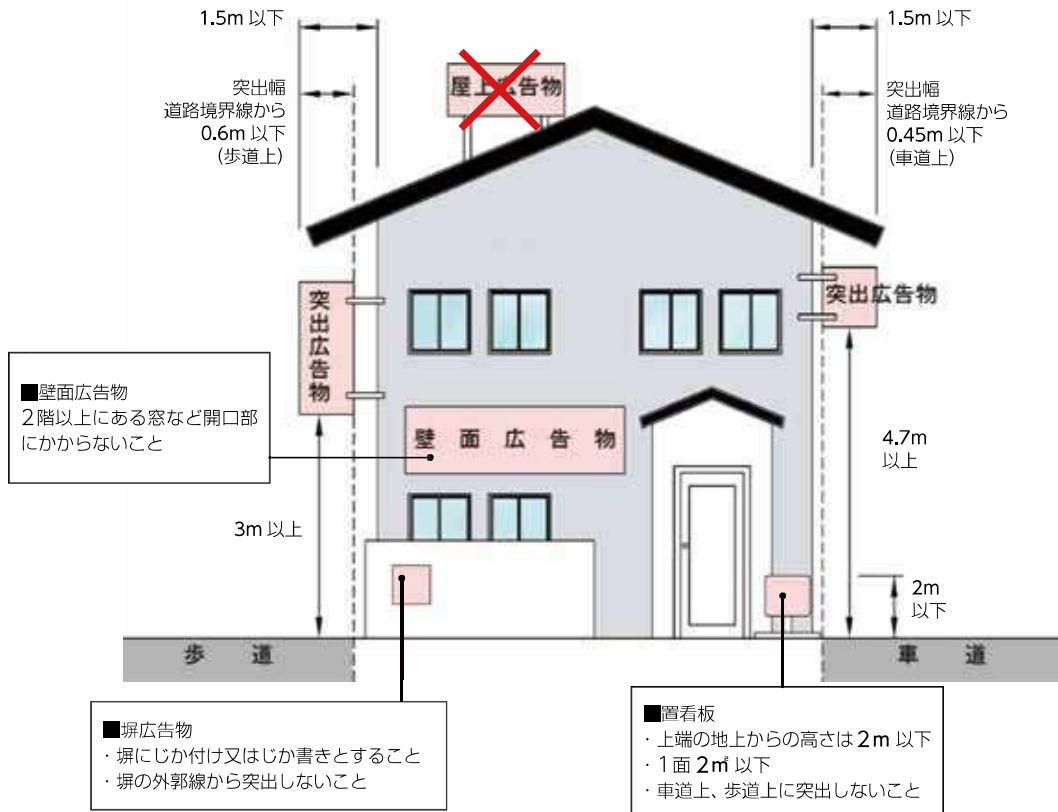
禁止地域では、以下の条件により表示できます。

表示面積	その他の条件	備考
合計：10㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上以外の場所であること</li> <li>・光源の点滅がないこと</li> <li>・許可共通基準に適合していること ▼参照3ページ</li> <li>・許可個別基準（第1種許可地域）に適合していること</li> </ul>	<p>10㎡を超えて表示することはできません。</p> <p>簡易広告物の適用除外を10㎡とは別に認めません。</p>

光源の点滅がないものであること。  
(いわゆる電光掲示板等は表示不可)



※突出広告物等の上端は、取付壁面の上端を超えないこと。



## 案内誘導広告物の適用除外の基準（要許可）

3年

案内誘導広告物は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

### ■ 禁止地域内での案内誘導広告物の許可の基準

表示面積	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1面 2㎡ 以下、かつ合計 4㎡ 以下</li> <li>・ 集合で表示する場合は、1面 10㎡ 以下 かつ合計 20㎡ 以下 (一つの目的地につき 1面 2㎡ 以下)</li> </ul>
高さ	5m 以下
個数	一つの目的地につき合計 3個以下
表示内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設や場所への誘導を目的としていること</li> <li>・ 名称、方向、距離を表示し、これらの記載が主たる表示内容であること <b>(表示面積割合の概ね 2/3 以上とする)</b></li> </ul>
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光源の点滅がないこと</li> <li>・ 広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること</li> </ul>



5-1  
基準  
禁止地域

## 案内図板の適用除外の基準（要許可）

3年

案内図板は、許可を受けることにより、禁止地域にも表示できます。

### ■ 禁止地域内での案内図板の許可の基準

表示面積	15㎡ 以下 (面数は 1面のみ)
高さ	5m 以下
表示内容	公衆の利便を図るため、 <b>地図、路線図、鳥かん図</b> を表示するもの
表示方法	道路交通の安全の妨害となる位置に表示しないこと
表示場所	建築物の屋上以外の場所であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 光源の点滅がないこと</li> <li>・ 広告物の種類ごとの許可個別基準に適合していること</li> </ul>



・ 表示内容は地図が基本で、公共団体、公共的団体が表示することが一般的です。